イエメンの統一、主権、独立及び領土保全に対する強い約束、並びにイエメンの人々を支持するという約束を再確認し、

アラビア半島のアル・カーイダ（ＡＱＡＰ）による攻撃数の増加及び規模の増大を非難し、

ＡＱＡＰが、イエメンにおける政治及び治安情勢の悪化から恩恵を受けていることに懸念を表明し、あらゆるテロ行為は、その動機、時期、場所及び加害者の如何にかかわらず犯罪であり、正当化されないことに留意し、

イエメンにおける政権移行を支援するＧＣＣの努力に対する支持を改めて表明し、この関連で、ＧＣＣの関与を称賛し、

イエメンの、アブドラッボ・マンスール・ハーディ大統領の正統性に対する支持を再確認し、全ての当事者及び加盟国に対し、イエメンの統一、主権、独立及び領土保全、並びに、イエメン大統領の正統性を損なうあらゆる行為の自制に対する安保理の要請を改めて表明し、

イエメンにおける人道状況の重大かつ急速な悪化に対し深刻な警戒を表明し、政治的解決がない状況において、人道状況が悪化し続けていることを強調し、

人道アクセスの恣意的な拒否及び救援物資及びアクセスを故意に妨げることを含め、生存に不可欠な物資を人々から奪うことは、国際人道法違反を構成し得ることを想起し、

イエメンにおける人道及び治安情勢の更なる悪化を避けるための、ＧＣＣイニシアチブ及びその実施メカニズムへの復帰の必要性並びに新たな憲法の起草、選挙改革、憲法草案についての国民投票及び普通選挙の時宜に適った実施を含む包括的な国民対話会議の成果を強調し、

国連及びイエメン事務総長特別顧問の取組、特に、国連に仲介された交渉に対する完全な支持及び関与並びにサヌアにおける大使グループの取組に対する支持を再確認し、

タイズ、マアリブ、アル・ジャウフ、アル・バイダ行政区を含む、イエメンの多くの場所におけるホーシー派の軍事的拡大及びアデンへの進出並びにイエメンの軍事及び治安機関からのミサイルシステムを含む武器の押収を危険な事態として受け止め、

ホーシー派による継続的な一方的行為、及び、ホーシー派武装集団が、首都サヌアを含む政府機関から即時かつ無条件に撤退し、首都及びその他の州の治安状況を正常化し、政府及び治安機関を放棄し、及び自宅軟禁下又は恣意的に拘留されている全ての個人を安全に解放するという決議第二千二百一号（二千十五年）の要請が実施されていないことを最も強い表現で非難し、全ての非政府主体に対しイエメン内の政府機関から撤退するとともにそのような機関を奪取するいかなる試みも自制するとの要請を改めて表明し、

正統なイエメン政府の権限に排他的に属する事柄について行動しようとするホーシー派によるいかなる試みも遺憾とし、そのような行為を受け容れることはできないことに留意し、

ホーシー派によるこのような行為が、イエメンにおける政権移行プロセスを損ない、イエメンの安全、安定、主権及び統一を危うくすることに懸念を表明し、

アリー・アブドゥッラー・サーレハ・イエメン前大統領による、イエメンの平和、安全及び安定を損ない続ける、ホーシー派の行為に対する支援を含む不安定化を招く行為を懸念をもって留意し、

イエメン大統領の要請による、イエメンにおける全ての当事者の参加を得、イエメンの政権移行を更に支援するため、リヤドで会議を開催し、国連に仲介された交渉を補完し及び支援するとのＧＣＣの意思を歓迎し、

決議第二千百十七号（二千十三年）を想起し、小型武器の違法な移転、不安定化を招く蓄積及び誤用から生じるイエメンの平和及び安全に対する脅威に重大な懸念を表明し、

イエメンにおける継続的な治安状況の悪化及び暴力の過激化が、近隣国における増大する深刻な脅威を引き起こしていることを認識し、イエメンにおける事態が国際の平和及び安全に対する脅威を構成するという決定を再確認し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、

1. イエメンの全ての当事者、特にホーシー派に対し、決議第二千二百一号（二千十五年）の完全な実施を要請し、イエメンの政権移行を損ない得る更なる一方的行為の自制を要請し、また、ホーシー派に対し、即時かつ無条件に以下を要請する。

(a)暴力の使用の終結

(b)首都サヌアを含む、占拠した全ての地域からの武装集団の撤退

(c)ミサイルシステムを含む、軍事及び治安機関から奪取した全ての追加的な武器の放棄

(d)正統なイエメン政府の権限に排他的に属する全ての行為の停止

(e)地対地ミサイルの獲得及び隣国のいかなる隣接する領域における武器の蓄積を通じたものを含む、近隣諸国に対するいかなる挑発行為又は脅威の自制

(f)マフムード・アル・スベイヒ少将、イエメン国防大臣、全ての政治犯及び自宅軟禁又は恣意的に拘留されている全ての個人の安全な解放

(g)児童の徴用及び利用の終結及び全ての児童の武装集団からの解放

2. 事務総長に対し、この決議及び決議第二千二百一号（二千十五年）、特に、この決議の１の規定の実施について、この決議の採択から十日以内に報告し、また、更なる不履行が生じた場合には、イエメンの平和、安全又は安定を脅かす行為に関与し又は支援を提供する個人及び団体を、決議第二千百四十号（二千十四年）の11及び15の規定によって課された措置の対象に追加的に指定することを考慮する意図を表明する。

3. この決議の別添付属書に掲載された個人が、決議第二千百四十号（二千十四年）の11及び15の規定によって課された措置の対象となることを決定する。

4. 決議第二千二百四号（二千十五年）により延長された同第二千百四十号（二千十四年）によって課された全ての措置の実施の重要性を改めて表明する。

5. イエメンの全ての当事者、特に、ホーシー派に対し、ＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズム並びに包括的な国民対話会議の成果、及び、関連する安全保障理事会決議に従い、コンセンサスによる解決に到達するための政権移行を継続するために、統治に関する問題を含む国連に仲介された包摂的な交渉を再開及び加速することを要請し、その目標に向けて到達された合意及び約束の完全な履行の重要性を強調し、この関係で、当事者に対し、国際連合憲章及びこの決議並びに決議第二千二百一号（二千十五年）を含む関連する安全保障理事会決議に従い、暴力の迅速な停止につながる条件に合意することを要請する。

6. イエメンの全ての当事者に対し、対話及び協議を通じてその相違を解決することを遵守し、政治的目標を達成するための暴力行為を拒否し、挑発行為及び政権移行を損なう全ての一方的行為を自制することを要請し、全ての当事者が、イエメンの危機に対してコンセンサスを基盤とした政治的解決に合意し実施するために、ＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズム並びに包括的な国民対話会議の成果に従い、具体的な措置をとるべきことを強調する。

7. イエメンの全ての当事者に対し、イエメンの政権移行を更に支援し、国連に仲介された交渉を補完し、支援するため、ＧＣＣの下でのリヤドにおける会議へのイエメン大統領による出席要請に肯定的に応えることを要請する。

8. 全ての当事者に対し、適用可能な国際人道法及び人権法を含む国際法の下での義務を遵守することを要請する。

9. 国際人道法に従い、全ての当事者が、人道支援を受ける人々を含む文民の安全を確保する必要性及び人道支援要員並びに国連と関連する人員の安全を確保する必要性を再確認し、全ての当事者に対し、人道支援の提供、並びに、医療支援を含む人道支援を必要とする人々に人道要員が到達できるよう、迅速、安全かつ妨げられないアクセスを促進することを要請する。

10. 全ての当事者に対し、関係国及び国際機関がその市民及び人員をイエメンから避難させることを促進することを要請し、この関係で、既にとられた措置を称賛する。

11. 外交及び領事施設をいかなる侵入又は損壊からも保護し、これらの公館の安寧に対するいかなる妨害又は威厳の侵害を防止するために全ての適当な措置をとるという、外交及び領事施設の不可侵の原則、及び、千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約及び千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約の下のものを含む接受国の義務を再確認する。

12. 事務総長に対し、イエメン政府と調整しながら、適切な場合の人道的休止の設定を含む、人道支援の供給及び退避を促進するための取組を強化することを要請し、イエメンの当事者に対し、人道物資を必要としている人々にそれらを供給するために、事務総長に協力することを要請する。

13. 事務総長に対し、ＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズム並びに包括的な国民対話会議の成果で定められたとおり、平和的変革並びに意義ある政治、経済及び社会改革に対する女性を含むイエメンの人々の正統な要求及び願望を満たす、平和的かつ包括的で秩序立ったイエメン人主導の政権移行プロセスの再開を可能にするために、そのあっせんの役割を強化することを更に要請し、成功裡の移行に貢献するために、国連が国際的なパートナー、特にＧＣＣ、サヌアの大使グループ及びその他の主体と緊密に協力することの重要性を強調する。